

補助金等審査判定結果

判定結果・・・A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次判定	すべき	概ね 年度					
1-01	職員互助会補助金	C	コ					30%	地方公務員法に基づき、職員の福利厚生制度としての必要性はあるが、財源の一部が町民の税金によって賄われていることに配慮し、町民の理解が得られるよう補助率を見直し、縮減を図りたい。	3,924	1,177	2,747
1-02	町内会長会補助金	D	イ					100%	社会経済情勢に合致しないため、廃止すべきである。	810	810	0
1-03	町内会補助金	D						100%	報酬的な性格が強く、補助金としての支出は廃止すべきである。(平成20年度から報酬で計上している)	14,803	14,803	0
1-04	組補助金	D						100%	報酬的な性格が強く、補助金としての支出は廃止すべきである。(平成20年度から報酬で計上している)	22,684	22,684	0
1-05	人権行政相談委員手当補助	D						100%	報酬的な性格が強く、補助金としての支出は廃止すべきである。(平成20年度から報酬で計上している)	240	240	0
1-06	自治功労者会補助金	D	イ					100%	公益性が認められないため、廃止すべきである。	160	160	0
2-01	国際交流町民会議交付金	審査除外	シ						補助金として扱うことが適切かどうか、費用の適性を検討する必要有り。			
3-01	民生委員活動費補助	D	イ					100%	個人に対し報酬的な補助金を支給することは好ましくないため、団体補助に移行すべきである。	2,510	2,510	0

補助金等審査判定結果

判定結果・・・A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次 判定	すべき	概ね 年度					
3-02	町保護司会補助	C	サ					10%	補助金の割合が7割を超えており、10%の縮減を行っても活動に支障ない。	550	55	495
3-03	保護司活動費補助	D						100%	町保護司会補助と統合すべきである。	77	77	0
3-04	更生保護法人恵辰会事業補助	B	シ							142	0	142
3-05	町更生保護女性会活動費補助	C	コ	○	B'				子育て支援に対する活動など更生保護活動の目的外の支出が含まれている。更生保護、子育て支援各々の目的に応じた補助金を整備し各々の補助金からの支出を検討すべきである。	135	0	135
3-06	町遺族会補助金	C	キ					20%	自立を促がし、段階的に削減すべきである。	120	24	96
3-07	町身体障害者福祉協会補助金	B	シ						障害者の社会参加に寄与しており、一定の社会的役割を果たしている。	320	0	320
3-08	各種大会旅費補助	D	イ					100%	大会旅費補助が必要なものは、各団体への事業費補助へ移行し、当該補助金は廃止すべきである。	284	284	0
3-09	福祉タクシー補助	D	ケ	○	B'				対象者の見直しを検討する必要がある。	6,200	0	6,200

補助金等審査判定結果

判定結果…A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次判定	すべき	概ね 年度					
3-10	柚の木学園補助	B	シ							5,980	0	5,980
3-11	障害者の日啓発事業補助金	D	ウ					100%	委託料として支出すべきである。	400	400	0
3-12	知的障害者共同作業所運営費補助	C	サ	○	B'				補助の割合が7割を超えるが、共同作業所の運営に必要な経費について補助することは妥当と考える。	6,200	0	6,200
3-13	障害者はり・きゆう治療費補助	D	ケ	○	B'				零細な補助であるが必要と認められる。	30	0	30
3-14	在宅酸素濃縮機使用者電気料補助	D	ケ	○	B'				所得制限を行うなど対象者の見直しの検討は必要である	288	0	288
3-15	身体障害者デイサービス事業補助金	D	ウ					100%	委託料の上乗せ補助という性質である。全額委託料として支出すべきである。(20年度は委託料で計上している)	5,592	5,592	0
3-16	知的障害者デイサービス事業補助金	D	ウ					100%	委託料の上乗せ補助という性質である。全額委託料として支出すべきである。(20年度は委託料で計上している)	6,439	6,439	0
3-17	児童デイサービス事業補助金	C	サ	○	B'				志免町独自の乳幼児発達支援事業であり実質的には委託事業であるが、制度上委託することができないため、継続が妥当である。	29,127	0	29,127

補助金等審査判定結果

判定結果・・・A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次判定	すべき	概ね 年度					
3-18	知的障害者地域生活援助事業補助金	B	シ						障害者自立支援法の施行による激変緩和措置としての補助は必要と認める。	1,800	0	1,800
3-19	社会参加促進事業補助金	B	シ							100	0	100
3-20	障害者住宅改修事業補助金	B	シ							300	0	300
3-21	シーメイト倶楽部補助	D	ケ	○	B'				零細な補助であるが、ボランティア的な立場である会員の費用弁償的な意味合いの補助であり、継続が妥当である。	300	0	300
3-22	敬老金	D	ケ					100%	補助金の目的として整合性がとれていない。敬老を祝することが必要であれば、現金を支給するのではなく、別の方法で実施すべきである。	7,680	7,680	0
3-23	敬老会補助金	D	ケ	○	B'				補助の必要性を認める。	5,400	0	5,400
3-24	はり・きゅう治療費補助	D	ケ	○	B'				零細な補助であるが必要と認められる。	2,640	0	2,640
3-25	住宅改造事業費補助	B	シ							1,800	0	1,800

補助金等審査判定結果

判定結果・・・A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B～Dの判定理由 (ア～シ)	C、Dの場合、救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)－(B)
				すべき	二次判定	すべき	概ね年度					
3-26	宅老所事業運営費補助	C	サ					10%	利用者が一部の地域に限られること、介護保険事業とは異なり町単独事業であることから、受益者負担として3割程の利用料が適当だと考える。	15,500	1,550	13,950
3-27	認知症高齢者位置情報システム事業費補助	D	ケ	○	B'				普及を促進する観点から、利用者の負担の償還という補助から、システムの設置は業者委託とし利用者の負担の軽減を図る方法の導入も検討されたい。	35	0	35
3-28	老人クラブ連合会補助金	C	サ					10%	運営費補助から事業費補助に移行すべきである。事業内容は精査し、毎年10%程度は削減すべきである。	1,262	126	1,136
3-29	老人クラブ補助金	C	キ					10%	運営費補助から事業費補助に移行すべきである。繰越金が発生しているケースもあり、事業内容に応じた補助を行うべきである。	2,079	208	1,871
3-30	シルバー人材センター運営費補助	B	シ						事業体としての自立を促進し、事業の拡充に応じて将来的に補助金の削減も検討すべきである。	15,600	0	15,600
3-31	生活困窮者見舞金	D	イ					100%	生活保護世帯のみ見舞金を支給する理由が見当たらない。(20年度から廃止している)	2,330	2,330	0
3-32	生活保護世帯空気調和機器稼働費	D	ケ	○	B'	○	国補助終了時		国補助金が廃止の際は、廃止の方向で検討すべきである。	12	0	12
3-33	災害時地元炊出経費等補助	B	シ							100	0	100

補助金等審査判定結果

判定結果・・・A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次判定	すべき	概ね 年度					
3-34	利子補給補助金(災害援護資金)	B	シ							425	0	425
4-01	子育て支援サークル等助成金	D	オ	○	C'			50%	自己負担を徴収していない団体もあり、交付基準の見直しが必要である	400	200	200
4-02	一時預り保育事業補助金	A	—						特定の団体にのみ補助を行っており、公平性の面から対象団体を拡大すべきである	4,839	0	4,839
4-03	子育てサポートセンター援助活動補助金	B	シ						4-02の一時預り保育事業と費用対効果の面から、事業のあり方を検討すべきである。	420	0	420
4-04	子どもの居場所づくり事業運営費補助金	D	ウ					100%	町の事業であり、委託契約の形態に是正すべきである。(20年度から委託料で計上している)	600	600	0
4-05	地域子ども教室開催補助金	D	ウ					100%	町の事業であり、委託契約の形態に是正すべきである	2,425	2,425	0
4-06	認可外保育施設衛生安全対策補助金	D	ケ	○	B'				職員健康診断及び調理職員の検便は認可外保育施設での衛生管理の実効性を確保するため国庫補助基準どおり補助の継続を行なう。	152	0	152
5-01	霊きゅう自動車使用料一部補助	D	イ					100%	過去10年支給実績はなく、現在の社会経済情勢に合致しない。	30	30	0

補助金等審査判定結果

判定結果・・・A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次判定	すべき	概ね 年度					
5-02	福岡県藤楓協会負担金	D	ケ	○	B'				ハンセン病の正しい知識の普及・啓発に努め国・県の施策に協力し、県内市町村が会員規則によって特別会員になっており人口規模に応じて負担している。	6	0	6
5-03	食品衛生協会助成金	D						100%	商工会補助と統合すべきであるが、団体への直接補助ではなくなることによる弊害も考えられるため、まずは商工会の各事業内容を検証することが前提となる。	200	200	0
5-04	原爆被害者の会助成金	C	キ					20%	段階的に自立を促進すべきである。	100	20	80
5-05	栄養展等活動費補助	C	サ					20%	補助の必要性は理解できるが、補助割合が高く、他補助金とのバランスを考えると縮減が必要。	196	39	157
5-06	地域教室活動費補助	B	シ						各団体への一律補助となっているが、団体規模に応じた補助額を設定したり、活動内容等を検討する等の改善が必要である。	1,265	0	1,265
6-01	町内清掃助成金	D	ケ					100%	現在の住民協働のまちづくりの趣旨を鑑みて、廃止すべきである	1,562	1,562	0
6-02	集団資源回収奨励補助金	B	シ						回収量を増加させ、補助金の削減が出来るよう業者分も含め今後検討していく必要がある。	19,560	0	19,560
6-03	防犯灯電気料補助金	B	シ							3,998	0	3,998

補助金等審査判定結果

判定結果・・・A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次判定	すべき	概ね 年度					
6-04	防犯灯新設補助金	B	シ							1,156	0	1,156
6-05	生ごみ処理容器等設置 費補助金	D	ケ	○	B'				ここ数年補助件数は横ばいであるが、町民のごみ減量に対する意識は向上していると思われる。今後とも補助事業を広く啓発する必要がある。	38	0	38
6-06	生ごみ処理機購入費補助金	D	ケ	○	B'				ここ数年補助件数は横ばいであるが、町民のごみ減量に対する意識は向上していると思われる。今後とも補助事業を広く啓発する必要がある。また、補助金支給の検討は必要である。	600	0	600
6-07	交通安全協会補助金	D	オ					100%	交通安全の啓蒙は本来の業務であり、縮減を図って廃止すべきである。	150	150	0
6-08	歴代団長会補助金	D	ア					100%	補助金の公益性について疑問である。廃止すべきである。	90	90	0
6-09	世帯数小規模分団助成 金	D	ア					100%	特に一部の分団のみ補助するという理由が見当たらない。	97	97	0
7-01	農区補助金	審査 除外							収支報告がなされておらず、検討のしようがない。委員会としては、その状況自体が大変遺憾である。			
7-02	農事組合補助金	審査 除外							7-01農区補助金と同様、収支報告がなされておらず、検討のしようがない。委員会としては、その状況自体が大変遺憾である。			

補助金等審査判定結果

判定結果・・・A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次 判定	すべき	概ね 年度					
7-03	都市近郊農業振興費補助金	D	ア					100%	時限付ではなく、30余年にわたって研究を続けている団体が、真に公益性がある団体であるのか疑問。補助継続するのであれば、研究成果の提出が必要。	300	300	0
7-04	極早水稻苗育成助成金	D	ケ	○	B'				負担割合については検討すべきである。	1,200	0	1,200
7-05	農区長会補助金	D	イ					100%	社会経済情勢に合致しないため、廃止すべきである。	300	300	0
7-06	宇美川水利対策補助金	D				○	19	100%	宇美川改修に伴う補助金で、平成19年度に完了する為平成20年度廃止する。	240	240	0
7-07	農業機械共同利用組合補助金	B	シ							300	0	300
7-08	片峰山緑地保存補助金	B	シ							1,060	0	1,060
7-09	一般転作奨励金補助金	D	ケ	○	C'			20%	国が減反政策をおこなっており、必要性は認められるが、国の上乗せとしての補助金額が適当なのか判断できないため、現課の判断を尊重する。	960	192	768
7-10	管理休耕助成補助金	D	ケ	○	C'			20%	国が減反政策をおこなっており、必要性は認められるが、国の上乗せとしての補助金額が適当なのか判断できないため、現課の判断を尊重する。	600	120	480

補助金等審査判定結果

判定結果・・・A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次 判定	すべき	概ね 年度					
7-11	数量調整円滑化事業補助金	審査除外							県事業に対する補助金であり今回の補助金見直しの対象でない。			
7-12	商工会育成補助金	C	ク					20%	運営費補助から、7-13、7-14を統合した上で事業費補助に移行すべきである。やるべき事業とそれに必要な経費を精査したうえで縮減を図られたい。	12,000	2,400	9,600
7-13	街灯新設維持管理費補助金	D						100%	7-12 商工会育成補助金と統合すべきである。	2,000	2,000	0
7-14	飲食店組合助成金	D						100%	7-12 商工会育成補助金と統合すべきである。	200	200	0
7-15	商品券事業補助金	D	イ					100%	補助金の効果が認められないため廃止すべきである。	2,000	2,000	0
7-16	緑地保全会補助金	D	イ					100%	社会経済情勢に合致しないため、廃止すべきである。同じ緑地保全であっても、7-8は損失補償的なものであり理解できるが、当該補助が公平公正であるとは理解できない。	909	909	0
7-17	河川美化活動補助金	D	ケ	○	B'				ボランティア活動の最低限の経費に対する補助であり、必要と認められる	50	0	50
8-01	養護学校通学費補助金	B	シ						障害を有する児童の義務教育への就学を援助するため妥当だと考える。しかし、所得制限は行うべきである。	3,280	0	3,280

補助金等審査判定結果

判定結果・・・A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次判定	すべき	概ね 年度					
8-02	学級費補助金 (小学校)	D	ケ					100%	零細な補助であり、また、事業目的が不明瞭で成果が期待できないため廃止すべきである。	2,914	2,914	0
8-03	学級費補助金 (中学校)	D	ケ					100%	零細な補助であり、また、事業目的が不明瞭で成果が期待できないため廃止すべきである。	1,895	1,895	0
8-04	友愛学習特別補助金 (小学校)	D	ケ					100%	教育課程の一環で、特別活動の中の学校行事であるが、本来自己負担すべきものであり廃止すべきである。廃止の際は低所得者への配慮も行う必要はある。	2,449	2,449	0
8-05	友愛学習特別補助金 (中学校)	D	ケ					100%	教育課程の一環で、特別活動の中の学校行事であるが、本来自己負担すべきものであり廃止すべきである。廃止の際は低所得者への配慮も行う必要はある。	3,960	3,960	0
8-06	クラブ活動費補助金	D	イ					100%	クラブ活動に必要なものは、補助金ではなく、目的別予算で計上すべきである。	640	640	0
8-07	体育大会等参加者旅費 補助金	C	サ					30%	応分の自己負担は必要である。	3,600	1,080	2,520
8-08	生徒健全育成推進費補 助金	D	イ					100%	生徒指導等に必要経費は、目的別予算で計上すべきである。	640	640	0
8-09	リーダー研修会補助金	D	ケ					100%	研修会の方法について検討し、廃止すべきである。	128	128	0

補助金等審査判定結果

判定結果…A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次判定	すべき	概ね 年度					
8-10	進路指導費補助金	D						100%	進路指導に必要な経費は、目的別予算で計上すべきである。	340	340	0
9-01	同和関係各種大会参加負担金	D	ア					100%	収支等の資料がないため、公益上の必要性が判断できない。そのようなものには、補助することは適当ではない。	120	120	0
9-02	学校人権・同和教育研究協議会助成金	C	カ					20%	応分の自己負担は必要である。	1,260	252	1,008
9-03	志免町人権・同和教育推進協議会助成金	C	キ					20%	規約に「町補助金を運営費とする」と定められている以上、補助せざるを得ないが、多額の繰越金が発生している。また、協議会自体の社会的使命の有無を検証する必要がある。	800	160	640
9-04	町PTA連絡協議会育成助成金	B	シ							800	0	800
9-05	大会負担金(社会教育研修会時)	D	ケ	○	B'				社会教育委員の研修時の負担金であり必要と考える	27	0	27
9-06	公民館活動費補助金	C	ク					20%	近隣自治体と比較して高い傾向であり、削減は可能だと考える。	15,840	3,168	12,672
9-07	大会参加負担金(公民館研修会時)	D	ケ	○	B'				公民館研修の負担金であり必要と認められる。	10	0	10

補助金等審査判定結果

判定結果…A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次 判定	すべき	概ね 年度					
9-08	青少年特別育成補助	D	ケ	○	B'				青少年の健全育成を行う団体に交付する もので健全育成に必要である	1,840	0	1,840
9-09	子ども会育成会連絡協 議会助成	C	カ	○	B'				青少年の健全育成を行う団体に交付する もので健全育成に必要である	360	0	360
9-10	青少年補導員活動費助 成	C	コ					50%	事業内容から判断して、50%程度の削減 が望ましい。	200	100	100
9-11	大会参加負担金(青少年 県民大会時)	審査 除外	—					—	県で定められた負担金であるため、今審査 の対象外。			
9-12	青年サークル育成助成 金	D	ア						補助金の公益性が認められない。	200	0	200
9-13	地域通学合宿助成金	B	シ						町で行っている合宿を地域に根付かせる 為の助成として必要と認められる。	260	0	260
9-14	文化協会助成金	C	ク					20%	事業費補助に移行すべきである	1,530	306	1,224
9-15	サークル助成金	D	ケ	○	B'				ボランティア活動の必要な経費の補助であ り、必要と認められる。	115	0	115

補助金等審査判定結果

判定結果…A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの 判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次 判定	すべき	概ね 年度					
9-16	大学講座助成金	D	ウ					100%	目的別予算で支出すべきである。	100	100	0
9-17	夏まつり助成金	審査 除外	—					—	補助金として妥当なものかという議論以前に、政策的観点から判断すべきものであるため、当委員会での審査は行わない。			
9-18	体育協会助成金	C	カ					10%	町の社会体育スポーツ活動の中心をなす団体であり支援は必要と認めるが、自己負担の見直しを計られたい。	4,564	456	4,108
9-19	社会体育振興助成金	D	イ					100%	補助金の投げ渡しは望ましくないため、廃止が妥当である。ただし、伝統的行事であり、文化的な側面から評価するのであれば、別の形で予算措置を講ずるべきである。	150	150	0
9-20	国体・全国大会・九州大会参加助成金	D	イ					100%	社会経済情勢に合致しないため、平成20年度より廃止されている。	540	540	0
9-21	体育指導員研修会負担金	D	ケ	○	B'				体育指導委員の資質の向上のための研修会の参加費であり、必要である	10	0	10
9-22	石投げ相撲振興助成金	D	イ					100%	補助金の投げ渡しは望ましくないため、廃止が妥当である。ただし、伝統的行事であり、文化的な側面から評価するのであれば、別の形で予算措置を講ずるべきである。	200	200	0
9-23	地域社会体育館施設維持管理費助成金	D	ウ					100%	委託料として支出すべきである。	800	800	0

補助金等審査判定結果

判定結果…A:拡充、B:継続、C:縮減、D:廃止

(単位:千円)

整理番号	補助金名	一次判定	B~Dの 判定理由 (ア~シ)	C、Dの場合、 救済		終期設定		縮減額・率	コメント(判定理由、問題点等)	19年度 予算額 (A)	廃止・ 縮減額 (B)	(A)-(B)
				すべき	二次 判定	すべき	概ね 年度					
9-24	糟屋地区体育大会各種 目強化費助成金	D	カ					100%	体育協会助成金と統合し、助成額については見直すべきである	750	750	0
9-25	県・糟屋地区体育大会出 場助成金	D	オ	○	B'				糟屋地区一市七町の友好と交流の大会参加の助成であり必要である	2,220	0	2,220
9-26	同和問題大会等助成	D	ア					100%	一般対策事業として対応すべきである	460	460	0
9-27	同和教育推進費補助金	D	ア					100%	一般対策事業として対応すべきである	5,940	5,940	0